

様式44

令和 4年 8 月 26日

三重県知事 殿

医療法人の住所 三重県四日市市南浜田町3番15号

医療法人の名称 医療法人 児玉会

理事長名 田中 公子

電 話 (059) 353-8860

決 算 届

令和3年6月1日から令和4年5月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 児玉会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県四日市市南浜田町3番15号
- (3) 設立認可年月日 平成 15年 2月 26日
- (4) 設立登記年月日 平成 15年 3月 24日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	南浜田クリニック	三重県四日市市南浜田町 3番15号	

- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 3年 7月 25日 前年度の決算承認及び役員改選

令和 4年 5月 22日 次年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 児玉会
 所在地 四日市市南浜田町 3 番 1 5 号

※医療法人整理番号 **D430**

財 産 目 録
 (令和 4 年 5 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額 62,506 千円
 2. 負 債 額 11,912 千円
 3. 純 資 産 額 50,593 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	28,024
B 固 定 資 産	34,482
C 資 産 合 計 (A+B)	62,506
D 負 債 合 計	11,912
E 純 資 産 (C-D)	50,593

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 4

法人名 医療法人 児玉会
 所在地 四日市市南浜田町 3 番 1 5 号

※医療法人整理番号 **D430**

貸 借 対 照 表
 (令和 4年 5月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	28,024	I 流 動 負 債	3,718
II 固 定 資 産	34,482	II 固 定 負 債	8,194
1 有 形 固 定 資 産	23,449	負 債 合 計	11,912
2 そ の 他 の 資 産	11,032	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 資 本 金	15,000
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	35,593
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	50,593
資 産 合 計	62,506	負 債 ・ 純 資 産 合 計	62,506

様式 4 - 2

法人名 医療法人 児玉会

※医療法人整理番号 **D430**

所在地 四日市市南浜田町3番15号

損 益 計 算 書

(自 令和 3年 6月 1日 至 令和 4年 5月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	79,753
2 事業費用	84,090
本来業務事業損失	4,336
事業損失	4,336
II 事業外収益	2,262
III 事業外費用	1,101
経常損失	3,175
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失	3,175
法人税等	185
当期純損失	3,360

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 児玉会
理事長 田中 公子 殿

私は、医療法人児玉会 の令和3年度（令和3年6月1日から令和4年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 7月 24日
医療法人 児玉会
監事 藤戸 法子